

五泉中央デイサービスセンター 運営推進会議設置運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、運営規準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び平成18年3月14日厚生労働省令第36号「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」)に基づき、「五泉中央デイサービスセンター((介護予防)認知症対応型通所介護)」(以下「事業所」という。)に設置する運営推進会議の運営に関し必要な事項を定める。

(運営推進会議の目的)

第2条 運営推進会議は、事業所の活動状況の報告を受け、それを評価し、必要な要望・助言を行うことで、当該事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、また「地域に密着した介護サービスの運営方針」の策定及び実施業況の監視・評価を行うことを通じて、当該事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(設置)

第3条 事業所に運営推進会議を置く。

(構成員)

第4条 運営推進会議は、以下の各号に示す者により組織する。

- (1) 利用者の家族
- (2) 地域住民の代表
- (3) 事業所の職員
- (4) 保険者の職員
- (5) その他

(構成員の任期)

第5条 任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 運営推進会議は、事業所の代表者が招集する。

- 2 会議の議長は、事業所の代表が掌る。
- 3 会議は、定例会議をおおむね6月に1回以上開催する。但し、定例会議のほか、事業所の代表者が必要と認めた場合は、臨時会議を随時開催するものとする。

(会議の議題)

第7条 会議の議題は、次に掲げる内容とする。

- (1) 事業所の代表者による運営推進会議への事業所における活動状況の報告
- (2) 運営推進会議による評価
- (3) 運営推進会議からの必要な要望及び助言等
- (4) 前3号に掲げるものの他、事業所の代表者が必要と認める事項

(会議の通知等)

第8条 事業所の代表者は、構成員に対し、書面送付等により会議を開催する旨の通知を行うものとする。

- 2 前項の通知には、開催日及び第7条に規程する議題の内容等を記載するものとする。

(記録の公表及び保管)

第9条 運営推進会議に係る記録を公表するとともに、開催日の翌日から起算して5年間保管するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるものの他、運営推進会議の運営などに関し必要な事項は、運営推進会議が定める。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。